

国住指第599号
平成28年6月1日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）が平成26年6月4日に公布され、定期報告制度に係る部分については、平成28年6月1日から施行されることとなった。

また、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）及び関連する告示についても、平成28年6月1日から施行されることとなった。

さらに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、同法第13条の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正部分についても、平成28年6月1日から施行されることとなった。

については、今回施行される改正法、地方分権一括法による改正後の法の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

記

第1 改正法関係

1 定期報告の対象の見直しについて

従来、定期報告の対象については、一定の建築物等の中から特定行政庁が指定することとしていたが、今般、改正法により、特に安全性を確保する必要性が高い建築物等については、国が一律に定期報告を義務づけるとともに、それ以外の建築物等の中から特定行政庁が地域の実情に応じて定期報告を要する建築物等を追加的に指定できることとした。

このため、各特定行政庁においては、管内における建築物の状況等地域の実情を踏まえ、多数の者が利用する建築物や防災拠点となる建築物など、定期的に安全性を確認すべきものについて、適切に指定を行うようお願いする。

2 防火設備の定期検査の導入について

従来、防火設備については、建築物の定期調査の一部として設置の有無、劣化状況等について、目視を主とした調査のみを行っていたが、今般、改正法により、防火設備に特化した検査制度を設けることとした。

制度の円滑な運用及び実効性の確保を図るため、定期報告の対象となる防火設備の把握に努めるとともに、その所有者又は管理者に対し、制度の趣旨と報告の重要性について理解を求め、適切な報告の実施を促すようにされたい。

3 資格者制度の導入について

従来、国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「旧資格者」という。）に定期調査・検査を行わせることとしていたが、定期調査・検査に関して不誠実な行為をした者や不正な手段によって資格を取得した者に対して必要な処分を行うことができるよう、今般、改正法により、資格者制度を導入し、定期調査・検査については国土交通大臣により資格者証の交付を受けた者等に行わせるとともに、資格者証を返納させることができることとした。

旧資格者であっても、資格者証の交付を受けていない場合は定期調査・検査を行うことはできないこと、一級建築士又は二級建築士については資格者証の交付を受けずとも定期調査・検査を行うことができることに留意されたい。

第2 地方分権一括法関係

従来、国や特定行政庁に対しては、所有する特定建築物等について、定期的に劣化状況等の点検を義務づけていたが、今般、地方分権一括法による法の改正により、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物等であり、かつ、第三者機関である建築審査会の同意が得られたものに限って、定期点検の対象外とすることができることとした。

本改正については、国等が所有する特定建築物等の中から、例外的に定期点検を行う必要がないものを特定行政庁が指定することができることとしたものであるため、地域の実情を踏まえ、真に安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものについて指定を行うようお願いする。